

朝日村一般廃棄物処理基本計画の概要

1 計画策定の趣旨と目的

朝日村（以下「本村」といいます。）では、昭和48年7月に「塩尻・朝日衛生施設組合」を設立し、塩尻市との間でごみの共同処理を開始しました。平成24年4月からは、松本市、塩尻市、山形村とともに「松塩地区広域施設組合」を構成し、引き続き広域でのごみ処理を行っています。

こうした広域的な連携のもと、ごみ処理体制を維持してきた一方で、近年は、国における資源循環制度の見直しや、ごみ処理施設の老朽化、生ごみの減量、さらにはリチウムイオン電池の分別収集への対応など、新たな課題が顕在化しています。

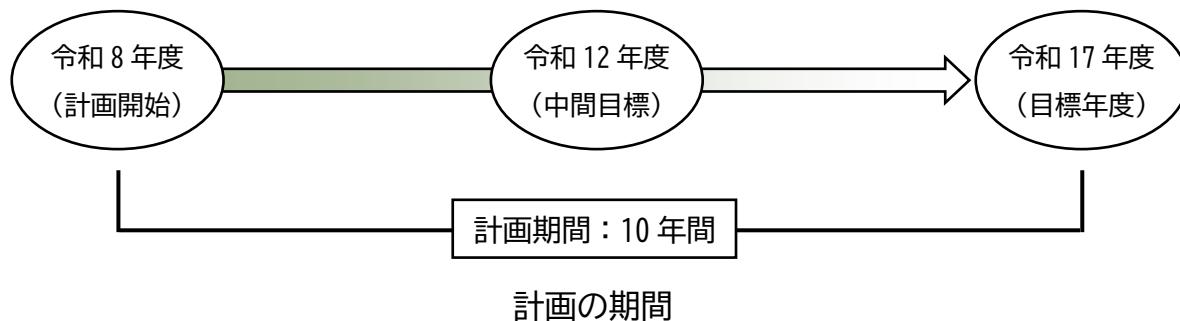
本村は、1人1日当たりのごみ排出量が少なく、リサイクル率も高いなど、ごみ処理において全国的に見ても優れた成果を上げてきました。しかしながら、可燃ごみに多く含まれる生ごみの減量化は依然として大きな課題です。加えて、適切な分別を行わないと火災事故等のリスクが高まるリチウムイオン電池についても、分別の徹底と収集体制の整備が求められています。

また、共同で使用している「松本クリーンセンター」は、基幹的設備改良を経て稼働を継続しているものの、稼働年数の経過に伴い老朽化や維持管理費の増加といった課題を抱えており、将来的な施設更新を見据えた対応も必要です。

このような背景のもと、本村では「朝日村一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定し、村の実情や広域処理の枠組みに即した今後のごみ処理のあり方を整理します。本計画を通じて、持続可能な循環型社会の形成と生活環境の保全を図ることを目的とします。

2 計画の目標年度

本計画の計画期間は10年間とし、計画の目標年度は令和17年度とします。計画策定後から5年後に見直しを行うほか、計画の前提となる諸条件に変化があった場合も見直しを行います。



3 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定され、本村における廃棄物行政の総合的な指針としての役割を担うものです。

ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成されており、一般廃棄物（ごみ）の発生抑制、再使用、再生利用、適正処分等を計画的かつ適正に行うための基本的な考え方と、これを具体化するための施策等を取りまとめます。

また、関係法令や国・県の制度等を踏まえつつ、本村の上位計画との整合を図りながら、持続可能な循環型社会の実現に資することを目的としています。

4. ごみ処理基本計画の基本理念、基本方針、数値目標

基本理念 豊かな自然と調和し、資源を大切に循環させる持続可能な暮らしを実現する

基本方針1 4Rの徹底によるごみの発生抑制と資源循環の推進

村民一人ひとりが4R（リユース・リデュース・リユース・リサイクル）を日常生活の中で実践し、食品ロス削減や適切な分別に取り組むことで、ごみの発生抑制と資源循環を一層推進します。

基本方針2 わかりやすい情報発信と協働の促進

分別ルールやリチウムイオン電池の排出方法など、正しい情報をわかりやすく発信し、村民の実践につなげます。村民、事業者、行政が協働し、適正な排出・リサイクルに向けた取り組みを広げます。

基本方針3 広域連携を踏まえた持続可能なごみ処理体制の構築

松塩地区広域施設組合での処理体制を維持・強化しながら、適切な維持管理と将来の施設更新への対応を進めます。安全性・効率性・環境負荷の低減を考慮し、持続性のあるごみ処理体制を確立します。

【重点施策】 ●食品ロスの削減、●プラスチックごみの削減、●効果的な情報提供

指標と数値目標（ごみ処理）

指標	単位	実績値		推計値（目標値）	
		令和2年度	令和6年度	令和12年度	令和17年度
1人1日当たりごみ焼却量	g/人・日	446.3	390.9	374.8	356.7
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	g/人・日	487.0	431.9	424.3	406.3
リサイクル率	%	28.1	28.3	29.4	29.6

注) 本目標値は、国が掲げる「令和12年度までに、1人1日当たりのごみ焼却量を令和2年度比16%削減する」出典という目標を達成するものとして設定しています。

出典：環境省通知（環循適発第2409052号）

5. 生活排水処理基本計画の基本理念、基本方針、数値目標

基本理念 自然と共生し、健全な水循環を守る持続可能な生活排水処理を実現する

基本方針1 排水処理施設の適切な維持管理と計画的な更新

効率的で信頼性の高い排水処理を維持するため、計画的な点検・修繕・更新を行い、村民が安心して利用できる処理基盤を確保します。

基本方針2 下水道への接続促進と排水処理の確実な実施

99%を超える水洗化を確実なものとし、残る未接続世帯の接続促進を図るとともに、適正な排水処理の重要性について周知を進めます。

基本方針3 区域外での合併処理浄化槽の適切な整備・運用

下水道処理区域外では、合併処理浄化槽への転換と適正な維持管理を促進し、単独処理浄化槽や汲み取りからの移行を進め、地域全体の水質保全につなげます。

指標と数値目標（生活排水処理）

指標	単位	実績値		推計値（目標値）	
		令和2年度	令和6年度	令和12年度	令和17年度
単独処理浄化槽人口	人	4	2	1	0
し尿収集人口	人	58	30	20	15

注) 本村の水洗化率は令和6年度時点で99.3%